

相談支援事業所ふらここ 重要事項説明書

(指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をあなたに対して説明するものです。

当事業所では利用者へ相談支援を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援給付費、障がい児相談支援給付費、地域相談支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

秋田市指定番号

指定特定相談支援事業所 05301004 86

指定計画相談支援事業所 05301004 94

指定障害児相談支援事業所 05701600 85

1 サービスを提供する事業者

法人名称	株式会社ふらここ
代表者	成田 ひとみ
所在地	秋田県秋田市御所野元町3丁目8-16
電話	018-839-8657
メールアドレス	furakokoakt@furakoko.com

2 事業所の概要

事業所名称	相談支援事業所ふらここ
所在地	秋田市御所野元町3丁目8-16
Tel & Fax	018-839-8657(担当:成田ひとみ)
事業実施地域	秋田県内
主たる対象者	特定なし
管理者・相談支援専門員	成田ひとみ
営業日	月曜日から金曜日(祝祭日、12/29～1/3は休日)
営業時間 / サービス提供時間	営業時間:8時30分～17時30分 サービス提供時間:9時～17時

【運営方針】

当事業所は、利用者(障害者・障害児)が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の

意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、地域の実情に応じたサービス等利用計画の作成及びサービス利用支援(モニタリング)を実施します。

3 職員の体制

職種	人数	勤務形態
管理者	1名	常勤(兼)
相談支援専門員	3名	常勤3名
管理補佐・事務	1名	常勤(兼)
相談員・事務	1名	非常勤1名

4 職員の職務内容

【管理者】 事業所の従業員の管理及びサービスの提供に関する業務の管理を一元的に行います。

【相談支援専門員】 サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成及びモニタリング等を行います。地域移行支援・地域定着支援の相談支援を担当します。

【管理補佐・事務】 管理者の補佐及び事業所の事務全般を担当します。

【相談員・事務】 相談支援業務の補助及び事務を担当します。

5 当事業所が提供するサービス

(1) サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成

相談支援専門員が、障害者・障害児の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画の作成を行います。

① アセスメント

利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況、利用者が必要とする支援の内容等について面接等により把握(アセスメント)します。

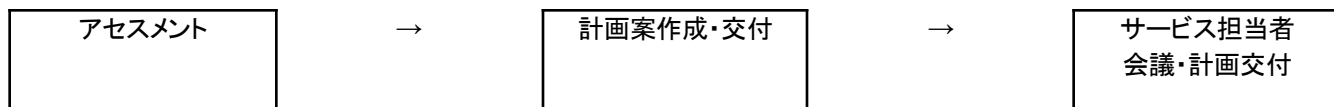
② 計画案の作成・交付

アセスメントに基づき、解決すべき課題及び利用するサービス等を記載したサービス等利用計画案を作成し、利用者に説明のうえ、同意を得た後に計画案を交付します。

③ サービス担当者会議と計画の交付

支給決定後、計画案に記載したサービス等の担当者を召集して、サービス担当者会議を開催し、その結果を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者に交付します。

【計画作成の流れ】



(2) モニタリング

サービス等利用計画の作成後、一定期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、サービスの実施状況について継続的なモニタリングを行います。利用者の状態やサービスの適切性について評価し、必要に応じてサービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請に係る援助等を行います。

(3) 地域移行支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院する障害者を対象に、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援等も実施します。

(4) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

6 利用料金

利用料金は下表のとおりです。地域区分単価：×10.18円

【地域移行支援】	
地域移行支援サービス費	2,349単位
退院・退所月加算	2,700単位
集中支援加算	500単位
障害福祉サービスの体験利用加算	250単位
体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位
体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位
【地域定着支援】	
地域定着支援サービス費(体制確保費)	306単位
地域定着支援サービス費(緊急支援費)	712単位
【計画相談支援・障害児相談支援】	
サービス利用支援費(障害福祉)	1,572単位
利用者負担上限管理費	150単位
初回加算	300単位(一月につき)
障害児支援利用援助費	1,692単位
継続障害児支援利用援助費	1,376単位

医療・保育・教育機関等連携加算 面談・会議：計画作成月200単位・モニタリング月300単位、通院同行300単位、情報提供150単位

障害児支援利用援助費 利用者負担上限管理加算：150単位 初回加算：500単位(一月につき)

交通費：片道20km未満200円、片道20km以上300円

支払方法：銀行振込(秋田銀行 大町支店 1160242 株式会社ふらここ)または現金

7 計画相談支援の提供に当たっての留意事項

計画相談支援の提供にあたっては、利用者の受給者証を確認させていただきます。受給者証の内容が変更になった場合は、速やかに事業所にご連絡ください。

8 虐待の防止について

当事業所では、利用者への虐待防止のため、以下の取り組みを実施します。

- ・虐待防止に関する責任者を選定し、職員への研修を実施します。
- ・利用者及びその家族からの苦情・相談に適切に対応します。
- ・虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに市町村等に通報します。
- ・提供する福祉サービスが特定の事業所に偏ることのないよう、公正中立な立場で支援します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所は、個人情報の保護に関する法律に基づき、利用者の個人情報を適切に管理します。

①個人情報の利用目的

利用目的
サービス等利用計画の作成及び支援のため
関係機関との連絡調整のため
事業所の運営管理のため(内部利用)

②個人情報の第三者提供

提供先	提供内容・目的
関係機関(市町村・サービス提供事業者等)	支援に必要な範囲内で共有します。事前に利用者の同意を得ます。

職員は、業務上知り得た利用者の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は退職後も継続します。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の容体急変等の緊急事態が生じた場合は、速やかに関係機関(救急・医療機関等)に連絡を取るとともに、管理者・相談支援専門員が対応します。事業所への連絡先は以下のとおりです。

電話番号:018-839-8657(担当:成田ひとみ)

11 事故発生時の対応方法について

事故発生時には、利用者の安全確保を最優先とし、速やかに以下の対応を行います。

- ・利用者の安全を確保し、必要に応じて救急・医療機関へ連絡します。
- ・事業所管理者へ速やかに報告します。
- ・事故の状況を記録し、所管行政機関(市町村)に報告します。
- ・損害賠償が必要な場合は、加入する賠償責任保険に基づき対応します。

【行政報告先】

機関名	連絡先
秋田市福祉保健部 障がい福祉課	〒010-8550 秋田市山王1-1-1 本庁舎1F TEL:018-888-5663

【損害賠償保険情報】

保険会社名: あいおいニッセイ同和損保株式会社

保険名: 介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要: 施設の業務中事故賠償補償(対人賠償1億円)

12 サービス提供の記録

当事業所は、サービスの提供に際して、その記録を作成し、5年間保存します。利用者またはその家族から求めがあった場合は、記録の閲覧・写しの交付に応じます。

13 自然災害発生時の業務継続について

当事業所は、自然災害等の発生に備え、業務継続計画(BCP)を策定しています。災害時においても、利用者への必要な支援が継続できるよう取り組みます。

14 ハラスメントの防止について

当事業所は、職員に対するあらゆるハラスメント(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等)を防止するため、適切な環境の整備に努めます。利用者・家族から職員へのハラスメントが認められる場合には、サービスの提供を中断または終了する場合があります。

15 当事業者における苦情専用窓口**①事業所苦情受付窓口**

受付担当者: 成田ひとみ(相談支援専門員)

電話・FAX: 018-839-8657 受付時間: 8時30分～17時30分(営業日)

②第三者委員

氏名	所属	電話
小玉 朋子	認定こども園 あきたこどもの森 理事長	018-868-6755
高橋 志穂子	秋田赤十字病院新生児病棟 臨床心理士	0187-88-8123

③行政機関への苦情・相談窓口

機関名	所在地	電話
秋田市福祉保健部 障がい福祉課	〒010-8550 秋田市山王1-1-1 本庁舎1F	TEL: 018-888-5663
秋田県運営適正化委員会 (秋田県福祉サービス相談支援センター)	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	TEL: 019-864-2726

計画相談支援サービスの提供に際し、利用者に対して重要事項の説明を行い、同意を得ました。

年 月 日

【事業者】説明者職名: 相談支援専門員 氏名: 成田ひとみ 印

【利用者】住所:

氏名: 印

個人情報使用同意書

私は、相談支援事業所ふらここより、個人情報の取り扱いに関する重要事項の説明を受け、以下の内容について同意します。

1 私の個人情報(氏名、住所、電話番号、障害の状況、サービス利用に関する情報等)を、以下の目的のために使用することに同意します。

- ・サービス等利用計画の作成及び支援のため
- ・関係するサービス事業者等との連絡・調整のため
- ・市町村等との情報共有のため
- ・事業所内における業務管理のため

2 支援に必要な範囲内で、関係機関・事業者等に個人情報を提供することに同意します。

3 上記の同意はいつでも撤回することができ、撤回したことによって不利益を受けることはありません。

年 月 日

利用者氏名： 印

(保護者等)氏名： 印 続柄()

【事業者】

名称：株式会社ふらここ

所在地：秋田市御所野元町3丁目8-16

代表者名：成田ひとみ 印